

**大分県インテリアコーディネーター協会会則**  
**第1章 総則**

- 第1条 (名称)  
本会は「大分県インテリアコーディネーター協会」(略称:ICO)と称する。
- 第2条 (理念)  
本会は以下の理念を掲げ、協会活動並びにインテリアコーディネーター業務の存在意義と行動指針とする  
(存在意義) **快適空間を創造する**  
私たちは、住空間の向上を通じて  
人々の健康的・文化的な生活の創造に寄与します  
(活動姿勢) **調和ある豊かさを追求する**  
私たちは、人と心を尊重し、自然と人間の調和と秩序を大切にして  
豊かな暮らしを追求していきます  
(行動基準) **プロとしての責任を果たす**  
私たちは、時代とともにたえず進歩し  
生活者の視点に立って熱意ある提案と、誠実な行動で、人々と社会の期待と信頼に応えます
- 第3条 (目的)  
1. 会員相互の親睦や情報交換を図り、(公社)インテリア産業協会との連携、他団体との交流を積極的に行う。  
2. 個人を尊重し、学ぶ姿勢を大切にして、知と技能の研鑽に勤める。  
3. I.C.の認知度の向上と生活者の啓蒙をめざし地域社会に貢献する。
- 第4条 (活動)  
本会は、第3条の目的を達成する為次の事業を行う。  
1. 会員相互の情報交換、交流活動。  
2. 会員の技能育成活動。  
3. 会員の研究活動の相互助成。  
4. インテリアコーディネーター制度の普及並びに地位向上の活動。  
5. 地域の住文化の向上の為の啓蒙活動並びに広報活動。  
6. 地域及び諸団体との交流。  
7. その他、目的達成の為に必要な諸活動。

**第2章 会員**

- 第5条 (会員の構成)  
本会の会員は、正会員、準会員、企業(法人)会員とする。  
1. 正会員は(公社)インテリア産業協会認定資格を有し、本協会の目的に賛同するインテリアコーディネーターとする。  
2. 準会員は、本会の活動に賛同する者、並びにインテリアコーディネーター資格取得をめざす者で、本会が適当と認めたとする。  
3. 企業会員は本会の目的を理解し、活動を支援する企業及び法人とする。
- 第6条 (入会)  
1. 本会に入会を希望する者は登録書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 第7条 (会費等)  
1. 会員は本条5項に定める(年)会費を納入するものとする。  
2. 会費は、これを返却しないものとする。  
3. 会費は年度はじめに一括払いとする。  
4. 2年を超えて会費を滞納した会員の措置は、別に定めるところによる。  
5. 会費は以下の通りとする。  
(会費等) 1. 正会員会費 6,000円  
2. 準会員 6,000円  
3. 企業(法人)会員 12,000円
- 第8条 (退会)  
1. 会員は次の事由により退会する。  
1. 退会の申し出。但し、退会を申し出た会員はその年度の会費を納入し、退会届を提出しなければならない。  
2. 死亡または解散  
3. 会員等たる資格を喪失したとき。  
4. 年会費の未入金者

### 第3章 役員

#### 第9条 (役員構成と定数)

本会に次の役員を置く。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 会長   | 1名   |
| (2) 副会長  | 3名以内 |
| (3) 事務局長 | 1名   |
| (4) 理事   | 若干名  |
| (5) 会計監査 | 1名   |
| (6) 運営委員 | 若干名  |

#### 第10条 (役員選任及び任期)

1. 会長の選任は、理事会において合議のうえ決定し、総会の承認を受ける。
2. 役員は会員の中から会長が指名し、総会の承認を受ける。
3. 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
4. 任期途中で役員が退任した場合は会長が補充指名ができる。

#### 第11条 (役員職務)

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の際は、その職務を代行する。
3. 事務局長は本会の総務、会計を担当し事務局を総括運営する。
4. 理事は本会の活動を執行する
5. 会長が役員より会計担当を任命する
6. 会計監査委員は年度中間及び年度末に会計監査を行う
7. 会計監査委員は年度中間及び年度末に会計監査を行う
8. 運営委員は理事会にて決定した特命の業務を担当する

#### 第13条 (顧問)

1. 本会には顧問を置く事が出来る。
2. 顧問は運営委員会の承認を得て、会長が委嘱し、本会の運営についての会長の諮問に応えるものとする。

### 第4章 会議

#### 第14条 (会議の種類と開催)

1. 会議は、総会、及び理事会とする。
2. 総会は定期総会と臨時総会とする。
3. 定期総会は年に一度開催し、会長が召集する。臨時総会は理事会が必要と認めたととき、開催する。
4. 理事会は随時開催する。

### 第5章 総会

#### 第15条 (総会)

1. 総会の議決は、出席者正会員の過半数の同意をもって決議し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
2. 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### 第16条 (総会の決議)

総会は、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び予算。
2. 事業報告及び予算の承認。
3. 役員承認。
4. 会則の改正。
5. その他、本会の運営に関する事項。

### 第6章 理事会

#### 第17条 (地位と構成)

1. 理事会は会長、副会長、事務局長、理事を持って構成し、本会業務を執行する。

#### 第18条 (成立)

1. 理事会の成立は構成人員の過半数の出席を必要とする。
2. 理事会は次の事項を審議決定する。
  1. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
  2. 総会の議決を要しない会務の執行事項。
  3. 総会に提出議事及びその他の事項の立案。
3. 本会の名を用いて行う会員の自主的活動については、理事会の了解を得るものとする。

## 第7章 事務局

### 第19条 (事務局)

1. 本会は活動の円滑な運営の為に事務局を設ける。所在地は大分県に置く。
2. 事務局組織の構成、運営に関しての必要事項は、理事会の議決により決定する。

## 第8章 資産及び会計

### 第20条 (資産、経費及びその管理)

1. 本会の資産は次の収入による。
  1. 会費
  2. その他の収入
2. 本会の運営に関する諸経費は資産をもってこれに充てる。
3. 本会の資産の管理は、理事会の決定にしたがって行い、事務局においてこれを取扱う。

### 第21条 (会計年度及び事業年度)

1. 本会の会計年度及び事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 事業年度は会計年度に準じるものとする。

## 第9章 雑則

### 第22条 (会則の変更)

本会則は、総会において出席者の過半数の議決により改正することができる。

### 第23条 (附属規定及び細則)

本会則を円滑に運営するために運営委員会にて審議し、総会の決議を経て附属規定及び細則を設けることができる。

## 第10章 附則

### 第24条 (施行)

本会則は、1987年3月25日より施行する。

- 1998年 会費について一部変更
- 2000年 事務局について一部変更
- 2001年 慶弔見舞金について変更(廃止とする)
- 2002年 会費について一部変更
- 2002年 会議について見直し
- 2003年 名称について改名
- 2003年 会員について一部変更(賛助会員廃止)
- 2007年 改訂
- 2012年 役員定数並びに理事の選任について一部変更。
- 2014年 一部改訂
- 2017年 役員、運営委員、会計監査委員について一部変更
- 2021年 会員、会費等、役員について一部変更